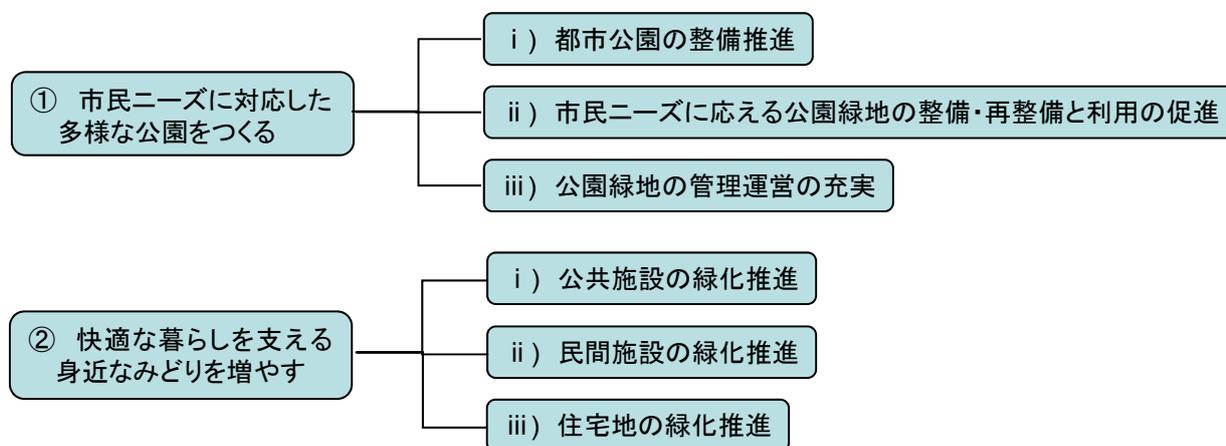


(4) 施策体系, 主な事業・取組一覧

基本方針Ⅲ:生活環境の向上

より親しみやすく, より快適に, みどりの質を高めます



主な事業・取組一覧表

① 市民ニーズに対応した多様な公園をつくる

i) 都市公園の整備推進	
身近な公園緑地の整備	公園空白地の解消(再掲), 住区基幹公園の整備
大規模な公園緑地の整備	都市基幹公園の整備, 特殊公園・広域公園・都市緑地の整備
ii) 市民ニーズに応える公園緑地の整備・再整備と利用の促進	
市民参加による公園の整備・再整備 ・健康志向に資する公園(健康遊具, 散策路など) ・多様なレクリエーションに対応した公園 (運動施設の整備など) ・子どもの育成の場となる公園 (冒険広場, 遊具の整備など) ・生涯学習の場となる公園(動物園の再整備など) ・みどりとふれあう公園(花壇づくり, 樹林地の活用) ・水辺に親しめる公園など(水辺の利用)	利用者ニーズを反映した多様な公園づくり ・青葉山公園整備事業 ・西公園再整備事業 ・大年寺山公園整備事業 ・(仮称)斎勝沼緑地整備事業 ・与兵衛沼公園・(仮称)小松島新堤整備事業 ・(仮称)岩切緑地・高森山公園整備事業 ・河川緑地整備事業 ・高砂中央公園整備事業 ・海岸公園再整備事業 ・八木山動物公園整備事業 ・評定河原公園再整備事業
誰もが利用できる公園の整備	公園施設のバリアフリー化, ユニバーサルデザイン導入
地域の特色ある公園整備・再整備	街区公園の機能分担による特色ある公園づくり

iii) 公園緑地の管理運営の充実	
管理計画, 管理方針の策定	公園施設長寿命化計画 <small>ちようじゆみようか</small> の策定, 街区公園の管理運営方針の策定, 公園愛護協会の支援
公園施設の適正な管理と更新	公園施設の長寿命化計画 <small>ちようじゆみようか</small> 策定(再掲), 公園遊具の定期点検, パトロール, 防犯にも配慮した公園施設や公園樹の適正な管理, 指定管理者制度などによる公園管理の充実, PFIなどの民間活力を導入した整備・管理手法の検討
街路樹の適正な管理と更新	街路樹マニュアルの運用, 街路樹健全度調査の実施

② 快適な暮らしを支える身近なみどりを増やす

i) 公共施設の緑化推進	
拠点となる施設の緑化	杜の都の環境をつくる条例による緑化の推進, 学校の森づくり事業
身近な施設の緑化	緑化木植栽助成事業, コミュニティガーデンづくり, 花の修景事業
道路によるネットワークの形成	道路緑化事業(再掲), 道路法面の緑化(再掲), 街路樹の重点管理事業
河川・水路によるネットワークの形成	六郷堀・七郷堀非かんがい期通水事業(再掲), 河川・水路沿いの樹林地の保全と創出(再掲)
ii) 民間施設の緑化推進	
法・条例の制度による緑化推進	杜の都の環境をつくる条例による緑化の推進(再掲), 地区計画による緑化推進, 総合設計制度による公開空地の緑化推進, 工場立地法による緑化推進
民間施設の緑化	建築物緑化助成事業, 街かど緑化助成事業, 緑化木植栽助成事業(再掲), コミュニティガーデンづくり(再掲)
iii) 住宅地の緑化推進	
まちぐるみの緑化	緑地協定の推進, 地区計画による緑化の推進(再掲)
住宅の緑化	生垣づくり助成事業(再掲), 記念樹交付事業
仮設住宅等の緑化	プランターや花壇による緑化, みどりのカーテンづくり

(5) 各施策について

① 市民ニーズに対応した多様な公園をつくる

i) 都市公園の整備推進

都市公園種別ごとの整備方針

1 身近な都市公園の整備:市民のニーズや地域特性を考慮しながら,歩いて行ける身近な公園(街区,近隣,地区)を整備します。	
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で,誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置します。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で,誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置します。
地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で,誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置します。
2 大規模な都市公園の整備: 市民の休養,スポーツ,レクリエーションの場となる公園を整備します。	
総合公園	都市住民全般の休息,観賞,散歩,遊戯,運動など総合的な利用に供することを目的とする公園で,1箇所当たり面積10~50haを標準として配置します。
広域公園	主として,一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で,地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり50ha以上を標準として配置します。
3 その他の都市公園の整備	
風致公園	主として樹林地,水辺などの良好な自然環境が維持されている土地や桜の名所など古くからの優れた風致を楽しむための公園を整備します。
歴史公園	主として史跡や天然記念物など,歴史的,学術的な遺跡を保存しながら,公開,活用することを目的とする公園で文化財の立地に応じて整備します。
動植物園	動植物を一定の敷地で飼育・栽培,展示し,観賞や研究,レクリエーション利用に供するための公園を整備します。
河川公園	河川区域の中の高水敷を活用した公園で,多目的広場や運動場などを整備します。(都市公園法上の種別では,都市緑地に該当します。)
都市緑地	主として,都市の自然環境の保全ならびに改善,都市景観の向上を図るために設置する緑地で,0.1ha以上を標準として配置します。
都市林	市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地などにおいて,その自然環境の保護,保全,復元を図れるよう配慮し,必要に応じて自然観察,散策などの利用のための施設を配置します。
広場公園	市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設利用者の休憩のための公園。休養施設,都市景観の向上に資する修景施設などを主体に配置します。

ii) 市民ニーズに応える公園緑地の整備・再整備と利用の促進

健康遊具の設置や散策路の整備による健康増進の場、冒険広場などにおけるプレーパーク活動の展開や児童・幼児向け遊具の設置による子どもの育成の場、動物園の整備などによる生涯学習の場、貞山運河や広瀬川における水とふれあえる場など、様々な公園整備を進めます。

主な公園の整備概要

○青葉山公園整備事業

青葉山公園（計画面積 50.3ha）は、仙台の礎である仙台城跡を含む青葉山と広瀬川に囲まれた区域について、藩政時代からの歴史的・文化的資源や優れた自然景観を生かしながら、市民や仙台を訪れた人が親しむことのできる杜の都のシンボルとなる公園として整備を進めています。

国史跡指定地区では、平成16年3月に完成した本丸跡北面の石垣修復工事や平成18年3月に開館した「仙台城見聞館」の建設、その後の本丸広場の舗装や照明施設整備、登城路の整備など、利用者の快適性向上に努めており、今後は、本丸跡の老朽化した便所・四阿（あずまや）や博物館からの登城路などの既存施設を改築するとともに、五色沼・長沼の浄化による再生や周辺環境整備を行います。

追廻地区は、公園のメイン施設となる（仮称）公園センターの建設や、広瀬川と親しみながら憩うことのできる広場、散策路などの整備を行います。

国際センター地区は、地下鉄東西線（仮称）国際センター駅からの玄関口として良好な景観を確保するとともに、市内外からの来訪者の交流の場にふさわしい公園として整備を行います。

○西公園再整備事業

西公園（開園面積 10.8ha）は明治8年に開設された本市の最も歴史のある公園であり、花見の名所としても広く市民に親しまれていますが、各施設の老朽化、天文台と図書館の移転、地下鉄東西線の（仮称）西公園駅などの建設を契機として、施設の全面的な見直しを行い、市街地のみどりの回廊づくりの拠点にふさわしい公園として、再整備を行っています。

また、新たに、眺望スポットやエントランス広場などの整備や、修景池の復元についても検討します。

○大年寺山公園整備事業

経ヶ峯の瑞鳳殿と並び伊達家の墓所として保全されてきた大年寺山の一部について、昭和25年から公園整備を行い、昭和29年に野草園を開園しました。その後、周囲の貴重なみどりを保全するため、区域を拡大し、これまでに園路や山門階段などの主な施設の整備を行ない現在の開園面積は31.9haとなっています。また園内には、仙庵、茂ヶ崎庵の2つの茶室があります。

今後は、歴史や文化を象徴する公園として充実させていくため、大年寺跡（茂ヶ崎城跡）の解説板や公園内の案内サインの設置、4代当主伊達綱村公の墓所がある無尽灯廟の一般開放に向けた整備などに努めます。

○（仮称）斎勝沼緑地整備事業

（仮称）斎勝沼緑地は斎勝沼・月山池の2つのため池とそれを囲むコナラ林などの樹林地からなる約130haの緑地であり、大部分が宮城県緑地環境保全地域に指定されています。この豊かな自然環境を保全しながら、観光資源や環境学習の場としての活用を図るため、散策路や案内サインなどの整備を行います。

○与兵衛沼公園・（仮称）小松島新堤緑地整備事業

与兵衛沼公園（計画面積28.2ha）は、江戸時代に造られたため池とアカマツ林を主体とした樹林地からなる公園であり、住宅地に残された貴重な自然環境を保全活用するため昭和48年に都市計画決定し、整備を進め、現在の開園面積は26.2haとなっています。

今後は、市民が自然、歴史、文化を体験、学習できる場として、北西部の樹林地の取得や水田跡の整備を行います。

また、隣接する小松島新堤およびその周辺の樹林地についても、与兵衛沼公園と一体的な利用ができるよう、案内サインや園路など、整備を行います。

○（仮称）岩切緑地・高森山公園整備事業

（仮称）岩切緑地は、宮城野区の最北部にあるアカマツ林やコナラ林を主体とした面積約190haの緑地であり、宮城県緑地環境保全地域に指定されています。

台屋敷地区の保全を図りながら、都心部から気軽にアクセスできる都市林として、散策路の整備や案内サインの設置を行います。

また、隣接する高森山公園は、国指定史跡の岩切城址を含む面積12.5haの風致公園として開園していますが、（仮称）岩切緑地と一体的な利活用できるように、案内サインなどの整備を行います。

○高砂中央公園整備事業

高砂中央公園（計画面積14.5ha）は仙台港背後地土地区画整理事業地内に計画された総合公園です。仙台市東部地区のみどりの拠点として、平成28年度の供用開始を目指し、防災機能や多様なレクリエーション活動に対応できるよう整備を行います。

○海岸公園再整備事業

海岸公園（計画面積約550ha）は、自然環境との調和を図りながら、広域レクリエーションの需要に対応する広域公園として、昭和55年度に整備に着手しました。これまで、テニスコートや野球場を中心とした蒲生地区、芝生の運動広場やパークゴルフ場、センターハウスのある荒浜地区、冒険広場や馬術場のある井土地区の整備を進めてきましたが、東日本大震災の大津波により、ほぼ全ての施設が流失しました。

今後は、本市の震災復興計画や東部地域の土地利用計画と整合を図りながら、津波被害の軽減効果を持つ海岸防災林の再生と、蒲生干潟や井土浦などの本市の貴重な自然環境の再生を進めると共に、海岸を訪れる市民の安全確保に配慮しながら、スポーツ・レクリエーション

ン施設の再整備を進めていきます。

○八木山動物公園整備事業

八木山動物公園は市内外から年間 50 万人が訪れる東北地方最大の動物園であり、昭和 40 年に設置して以来、爬虫類館、ゴリラ舎、レッサーパンダ舎などを増設し、またアフリカゾウ舎、アフリカ平原放飼場、猛獣舎などを改修、改築するなど様々な施設を整備してきました。

平成 19 年に「八木山動物公園運営方針—百万人の動物園を目指して—」を策定し、地下鉄東西線の開業を見据え魅力ある動物公園施設整備を行うこととして、平成 22 年 4 月にはビジターセンターを新設しました。

今後は、東北全体の子ども達に夢を与える復興のシンボルとして、ジャイアントパンダの導入を円滑に進めるとともに、関連施設の再整備を図ります。

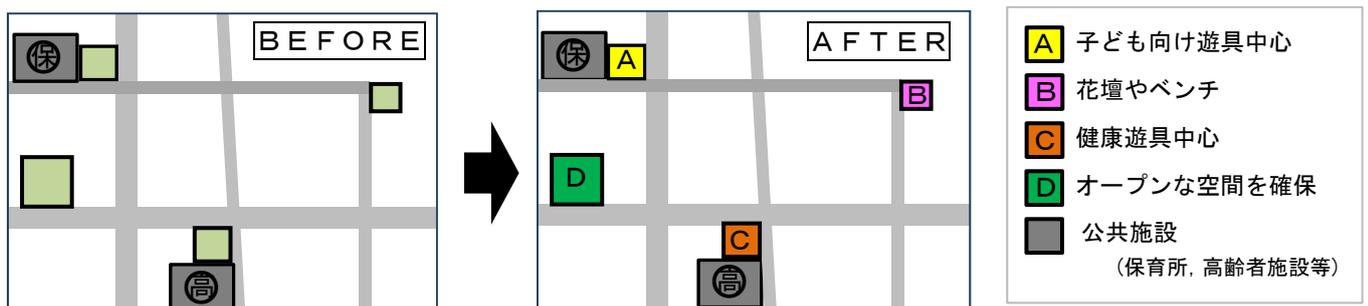
また、段差の解消などのバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの導入を図り、誰もが安心して利用できる公園整備を進めます。



段差の解消などのバリアフリーに配慮した公園の事例

小規模な街区公園が過密な地域においては、公園施設の老朽化対策に併せ、周辺住民の年齢構成やニーズを踏まえ、子育てや健康づくり、地域コミュニティ形成等の公園の持つ機能を、街区公園の機能分担にあたっての基本的な考え方に基づき、複数の公園で分担するとともに、近接する公共施設とも連携し、それぞれに特色のある公園づくりを行います。

■ 図表Ⅱ-2-19 機能分担による整備のイメージ図



<どれも同じような公園>

<近隣の公共施設等と連携し、それぞれ特色ある公園>

複数の街区公園で機能分担を行う際の基本的な考え方

再整備にあたり、複数の公園で機能分担を行う際には、次の考え方に基づいて行います。

○街区公園に求められる機能

街区公園は市民に最も身近な公園であり、防災・環境保全・景観形成・休養・遊び・地域コミュニティ形成等の様々な機能が求められます。しかしながら、街区公園の面積により確保できる機能が異なることから、複数の街区公園で機能分担を検討するにあたり、便宜的に面積区分を行い、区分毎の主な機能を設定します。

街区公園が有する機能と広さの目安			
種 類 \ 機 能	防災・環境・景観・ 休養機能等	子育て・健康づくり・ コミュニティ形成・地域の防災 拠点機能等	運動・にぎわい 創出機能等
標準的な街区公園 概ね 2,500 m ² 以上	○	○	○
中規模の街区公園 概ね 1,000 m ² ～2,500 m ²	○	○	—
小規模の街区公園 概ね 1,000 m ² 未満	○	△ ※一部の機能を確保	—

○検討の対象地域

- ・小学校区を検討の単位とします。
- ・小学校区内に老朽化により面的な整備が必要となる公園が複数存在し、互いに誘致圏が重なって存在する場合に、機能分担を検討することとします。

○機能分担の考え方

- ・対象地域の小学校区内に事業区域を設定し、事業区域内に標準的な街区公園や中規模の街区公園が存在する場合は、それらの公園で必要な機能を確保した上で、その他の小規模の公園において機能特化を検討します。
- ・対象地域の小学校区内に事業区域を設定し、事業区域内に小規模の公園のみが存在する場合は、狭小な公園間で機能分担し、各公園において機能特化を検討します。

○事業の進め方

- ・今後、対象地域を選定し、機能分担に係る事業計画を策定した上で、順次再整備を進めることとします。
- ・事業実施に当たっては、公園の現況調査や地域住民の意向を踏まえ、公園の機能分担の方針を決定した上で、具体的な設計を行い、工事を実施します。
- ・整備完了後には、機能分担による再整備効果を測定・評価し、随時事業手法の見直しを行います。

iii) 公園緑地の管理運営の充実

海岸公園冒険広場などのように指定管理者制度の導入により、市民活動団体や事業者のもつ多様な管理運営手法を生かし、公園の管理運営を充実させます。

また、公園愛護協力会や緑の活動団体との連携により、地域に密着した公園管理や公園内の樹林地の管理や自然観察講座の開催などのきめ細かな管理運営を推進します



市民活動団体による運営管理の事例（水の森公園）

公園施設の老朽化が進んでいるため、遊具などについては定期的な点検を実施し、改修を行います。また公園施設全体について長寿命化計画^{ちようじゆみようか}を策定し、それに基づく維持管理や更新を進めます。

街路樹については街路樹健全度診断要領により、定期的な点検を実施するとともに、街路樹マニュアルに基づき、植え替えも含めた維持管理を実施します。

安全管理については、予防保全的な手法への転換を図ります。



街路樹植え替えの事例（左：施工前，右：完了，館西町線）

公園内で死角を排除するような施設の配置計画や見通しの効く植栽管理などにより安心して利用できる公園づくりを行います。



適正な樹木管理により、見通しを確保した公園の施工事例（左：施工前，右：完了）

② 快適な暮らしを支える身近なみどりを増やす

市街地の緑化推進方針

本市では平成 18 年に杜の都の環境をつくる条例を改正し、建築行為などを行う場合に、敷地内における緑化を義務付けています。

緑化面積の基準は下記のとおりです（図表Ⅱ-2-12）。民間施設に比べ、公共施設では率先して緑化を推進するよう、高い基準値となっています。

■図表Ⅱ-2-12 杜の都の環境をつくる条例施行規則に定める緑化面積の基準

行為者	行為を行う区域	法定建ぺい率	必要な緑化率
民間事業者	市街化区域	40%	20%
		50%	17.5%
		60%	14%
		80%	7%
	市街化調整区域 都市計画区域外		20%
国 地方公共団体	市街化区域のうち 商業地域 近隣商業地域	80%	10%
	上記以外		20%

特に敷地面積が 1,000 m²以上の場合には事前に緑化計画書を提出し、市の認定を受けることを制度として設けています。

また、緑化手法については、単に面積だけの確保を目的とするのではなく、より効果的にまた質の高い緑化が図られるよう、次のようなことを指導しております。特に接道緑化と多層緑化については、面積加算ができるよう基準をつくり、促進しています。

- 地表面・接道部緑化（条例第 28 条、施行規則第 28 条第 1 項関係）
市民の目にふれるみどりを創出するため、地表面の緑化を優先的に計画し、かつ道路に接する部分に緑化すること。
- 樹木による緑化（施行規則第 28 条第 2 項関係）
継続的、効果的な緑化を促進するため、樹木による緑化を基本とすること。
- 多層緑化（施行規則第 28 条第 6 項関係）
高木・中木と低木・地被類などの組み合わせによる緑化。
- 多様な郷土種の活用
地域の生態系に配慮した地域産の郷土種による緑化。

主な緑化及び緑地保全制度の概要(主に商業地や住宅地に関するもの)

○緑化地域

根拠法令など：都市緑地法第34条

概要：緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。

実績：なし

○地区計画等緑化率条例

根拠法令など：都市緑地法第39条

概要：良好な都市環境の形成を図るための緑化の推進の観点から、地区整備計画などにおいて、建築物の緑化率の最低限度を建築物の新築などに関する制限として定めることのできる制度

実績：あすと長町南部 18.2ha, あすと長町北部 12.1ha, あすと長町中央 24.9ha

○地区計画等緑地保全条例

根拠法令など：都市緑地法第20条

概要：特別緑地保全地区と同等の行為規制を行うことができる。

実績：なし

○緑地協定

根拠法令など：都市緑地法第45条, 第54条

概要：都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川などに隣接する相当の区間にわたる土地について、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者など全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する事項を協定する制度

実績：25件

i) 公共施設の緑化推進

学校の森づくりなど拠点となる公共施設の緑化や公共用地などを活用したコミュニティガーデンづくり（図表Ⅱ-2-13）を進めます。特に公共施設においては、民間施設のモデルとなるような緑化を進めます。

その他道路法面の緑化や街路樹植栽などを実施するとともに、水路および河川・水路沿いのみどりを保全します。



コミュニティガーデンのイメージ



学校の森づくりの事例（市名坂小学校）

ii) 民間施設の緑化推進

杜の都の環境をつくる条例による緑化計画認定制度の運用により質の高い緑化を推進します。また、屋上・壁面緑化の助成制度により、市街地のみどりの確保に努めます。

その他、都市計画法による地区計画や総合設計制度、工場立地法などに基づき緑化推進を図ります。

また、民有地においてもコミュニティガーデンづくりの導入を検討します（図表Ⅱ-2-13）。



民有地緑化の事例1（仙台トラストシティ）

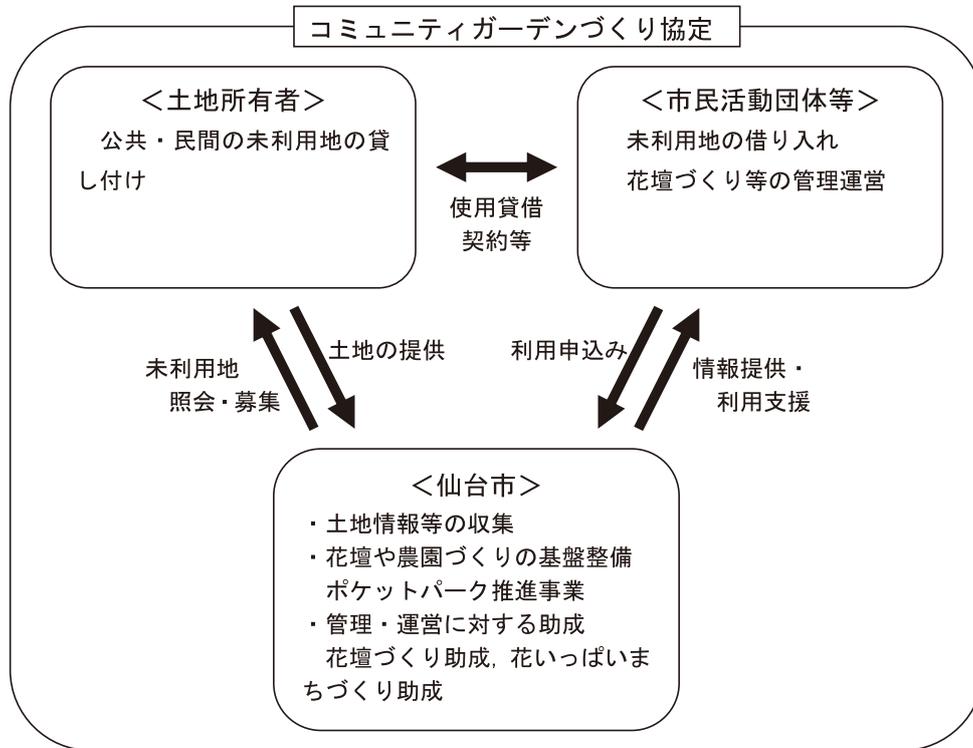


民有地緑化の事例2（東二番丁スクエア）

■ 図表Ⅱ-2-13 コミュニティガーデンづくり事業体系図

事業概要:都市計画道路の先行取得用地等の公共の未利用地や土地所有者から提供のあった民有地等について、利用を希望する市民活動団体等に対し、使用貸借契約等の仲介を行います。

また、花壇づくり等を行う場合の基盤整備及び管理に対する助成を行います。



iii) 住宅地の緑化推進

緑地協定や地区計画の制度を利用して、緑化や緑地の保全を進めるとともに、個々の住宅では生垣づくりや記念樹などの交付により緑化を推進します。

また、被災者向けの住宅でのプランターや花壇による緑化、みどりのカーテンづくりなどを推進し、住環境の改善を図ると共に、緑化活動を通じた心のケアや新たな地域コミュニティ構築の支援に努めます。



生垣助成による施工事例



記念樹の配布状況

(6) 市民・市民活動団体・事業者の役割

- ① 市民ニーズに対応した多様な公園をつくる
 - ・公園づくりのためのワークショップや公園づくりに積極的に参加します。
 - ・身近な公園の管理運営に積極的に参加し、公園の魅力を高めます。
 - ・遊具の点検や植樹管理パトロール等の公園の管理活動に参加します。
 - ・植樹の除草や清掃などの街路樹管理に協力します。

- ② 快適な暮らしを支える身近なみどりを増やす
 - ・公共施設や公開空地などにおける緑化に協力します。
 - ・ビルの屋上、壁面・ベランダなどで、建物緑化を推進します。
 - ・緑地協定や地区計画等の制度を積極的に活用して、まちぐるみの緑化に努めます。
 - ・路上や敷地の外からも見えるように、高木を植栽するなど、せつどうぶりよっか たそうりよっか接道部緑化や多層緑化などの質の高い緑化に配慮します。
 - ・住宅地の庭においても、地区の景観や生物多様性に配慮した緑化を行います。
 - ・緑化木の適正な管理に努めます。
 - ・街路樹などの公共のみどりの管理に協力します。